
◎意見書案第 7号 水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第16、意見書案第7号 水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、小西秀延議員。

〔10番 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 意見書案第7号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動
に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）

漁業者は、食料の安定供給ばかりでなく、藻場干潟の保護による環境保全、操業を通じた国境監視や海難事故等に際しての人命救助等の多くの役割を担っている。

また漁村には、漁業者を構成員とする水難救難所が設置されており、ひとたび海難事故が発生した場合、多くの漁業者が救難所員として救助活動に従事しているが、近年、海難事故は漁船ばかりではなく、海洋レジャーの普及によるプレジャーボート等の事故も増加しているほか、近日の情勢変化により海上保安部の活動範囲が広がるなどしているため、水難救難所の役割についても、かつての漁業者の相互扶助から、現在では広く国民の生命財産を守る役割へと拡大している。

このような中で海難救助に当たる「水難救難所員」はあくまでもボランティアであり、救助活動の際の災害に対する補償が限られていることから、水難救護法により救難所の位置づけや、所員の身分を保障する必要がある。

また、救助の際の経費など、救助活動への経済的支援拡充が必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1、水難救護法の改正により身分保障の確立を図ること。
- 2、現在ボランティアとして対応している水難救難活動に対して、救助所要経費等の支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第7号 水難救難所員の身分保障制度の確立と救助活動に対する支援制度の拡充に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。